

弘前市下水道事業包括の民間委託

事業概要書

令和 8 年 9 月
弘前市上下水道部

目次

1	業務概要.....	1
1.1	業務名称	1
1.2	業務実施場所	1
1.3	公共施設等の施設管理者名称	1
1.4	定義	1
1.5	業務の目的	1
1.6	委託方式	1
1.7	業務期間	2
1.8	本業務の対象事業、対象施設及び対象業務	2
1.8.1	対象事業	2
1.8.2	対象施設	2
1.8.3	対象業務	4
1.9	許認可等の取得に関する事項	5
1.10	プロフィットシェア	5
1.11	法令等の遵守	5
2	募集に関する条件等	6
2.1	用語の定義	6
2.2	募集方式	6
2.3	参加者の構成等	6
2.4	参加資格要件	7
2.5	参加資格確認基準日	9
2.6	参加者が参加資格要件を欠くに至った場合の取扱い	10
2.6.1	公正な募集の確保	10
2.6.2	募集の取りやめ等	10
2.6.3	参加の無効	11
2.6.4	募集要項等の承諾	11
2.6.5	費用負担	11
2.6.6	使用言語、単位等	11
2.6.7	提出書類の取扱い	11
2.6.8	特許権等	12
2.6.9	提供資料の取扱い	12
2.6.10	その他	12

3	選定スケジュール	13
3.1	募集及び選定等の日程	13
3.2	事業概要書等に関する質問等の受付及び回答の公表	14
4	最優秀提案者の選定等	15
4.1	委員会の設置	15
4.2	企画提案書	15
4.3	優先交渉者の決定	15
4.4	審査結果の通知等	15
4.5	参加者がいない場合の取扱い	15
4.6	最低基準点	15
4.7	契約手続き	16
4.7.1	業務契約の締結	16
4.7.2	次順位者との交渉	16
5	リスク分担の考え方とモニタリング	17
5.1	リスク分担の基本的な考え方	17
5.2	本業務で想定されるリスク	17
5.3	業務の実施状況のモニタリング	17
6	本業務に関する問合せ先	18

別紙1 リスク分担表

1 業務概要

1.1 業務名称

弘前市下水道事業包括的民間委託

1.2 業務実施場所

弘前市内における本業務の対象事業区域とする。

1.3 公共施設等の施設管理者名称

弘前市上下水道事業 弘前市長 谷川 政人

1.4 定義

本事業概要書において「市」とは、公共施設等の管理者である弘前市をいう。

1.5 業務の目的

弘前市下水道事業は、昭和 37 年に工事に着手し、昭和 48 年から供用を開始しており、現在、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業で構成されている。いずれの事業も、人口減少等に伴う下水道使用料金収入の減少や、下水道施設の老朽化の進行等により、今後ますます厳しい経営環境の到来が見込まれている。このような状況を踏まえ、本業務では、下水道施設の維持管理及び更新計画案の策定にあたり、民間事業者の技術力、経営ノウハウ・創意工夫を積極的に活用する官民連携手法を導入することで、経営の効率化を図り、市民生活に不可欠な下水道サービスを将来にわたり安定的に提供することを目的とする。

1.6 委託方式

本業務の委託方式は、管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5 更新支援型）とする。

本方式では、従来細分化され短期で委託されていた業務を包括化し、長期契約による一体的な実施により事業規模を確保したうえで、性能発注により民間事業者の知識・ノウハウ・技術力を最大限活用するものである。

維持管理業務の過程で把握した施設状況は更新計画に反映され、高い精度の計画立案までをパッケージ化して実施する。これにより、官民双方における事務負担の軽減や人材の補完を図り、効率的な事業運営を目指すものである。

業務内容、業務実施に必要な要件等及び受託者が満たすべき業務水準は、要求水準書に定める。業務開始後、民間事業者の技術力、経営ノウハウ及び創意工夫に基づく提案が、現行の要求水準を上回ると市が認めた場合には、契約変更により要求水準書の見直しを行うことができるものとする。

1.7 業務期間

本業務の業務期間は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までの10年間とする。なお、契約締結日の翌日から令和10年3月31日までは移行期間（引継ぎ期間）とし、受託者は自らの責任と一切の経費の負担において準備を行い、市から業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。

1.8 本業務の対象事業、対象施設及び対象業務

1.8.1 対象事業

本業務の対象となる事業は、次のとおりとする。なお、受託者（本業務を実施する民間事業者）は、本業務の遂行に当たり、要求水準書等に明記されていない場合であっても、業務の目的を達成するために必要かつ合理的と判断される作業については、受託者の責任で適切に処理するものとする。

- 1 公共下水道事業
- 2 特定環境保全公共下水道事業
- 3 農業集落排水事業

1.8.2 対象施設

本業務の対象となる施設は、次のとおりとする。なお、令和13年度の完了を目標に進めている湯口統合事業に伴い、湯口浄化センターに係る業務内容が変更となる可能性がある。当該変更への対応については、今後の事業進捗を踏まえ、市と受託者の協議により決定する。

- 1 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の処理施設（雨水沈殿池及び中継ポンプ場を含む。）
- 2 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業のマンホールポンプ施設
- 3 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の管路施設（管きょ（汚水、合流及び雨水）、マンホール、マンホール蓋、取付管及び

ますを含む。)

なお、農業集落排水事業の処理施設は本業務の対象施設に含まない。

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の処理施設

施設名称	所在地
弘前市下水処理場（雨水沈殿池）*1	弘前市大字津賀野字浅田269-3
湯口浄化センター	弘前市大字湯口字二ノ安田2
百沢浄化センター	弘前市大字百沢字温湯18-9
常盤野浄化センター	弘前市大字常盤野字湯段菰1-87
城西中継ポンプ場	弘前市大字城西五丁目17-2
桜ヶ丘中継ポンプ場	弘前市大字桜ヶ丘五丁目6-1
城東中継ポンプ場	弘前市大字末広一丁目6-1
堀越中継ポンプ場	弘前市大字堀越字川合1-6

*1：弘前市下水処理場は合流改善事業により下水処理場としての機能を廃止し、現在は既存施設を利用した雨水沈殿池として運用している。なお、本事業概要書における「弘前市下水処理場」とは、当該雨水沈殿池を指す。

マンホールポンプ及び管路施設*2

事業名		管きょ延長 (km)				マンホールポンプ (箇所)
		污水管	合流管	雨水管	合計	
公共下水道事業	弘前地区	660.9	33.2	36.2	730.3	168
	岩木地区	47.7	0.0	0.0	47.7	17
	相馬地区	17.0	0.0	0.0	17.0	11
特定環境保全公共 下水道事業	百沢地区	10.1	0.0	0.0	10.1	6
	常盤野地区	3.3	0.0	0.0	3.3	4
農業集落排水事業	弘前地区	162.4	0.0	0.0	162.4	207
	岩木地区	35.0	0.0	0.0	35.0	24
	相馬地区	16.2	0.0	0.0	16.2	8

*2：管路施設として、マンホール、マンホール蓋、取付管、ますを含む

1.8.3 対象業務

受託者が行う対象業務は、本業務の全般管理業務及び処理施設（処理場及び雨水沈殿池、中継ポンプ場）の維持管理業務、管路施設（マンホールポンプ及び管路）の維持管理業務であり、次に示す業務である。

- 1 全般管理業務
 - (1)統括管理業務
 - (2)更新計画案策定業務
 - (3)災害対応業務
 - (4)電子台帳管理業務
- 2 処理施設に係る維持管理業務
 - (1)運転操作・監視業務
 - (2)環境管理業務
 - (3)施設清掃・緑地管理業務
 - (4)保守点検業務
 - (5)修繕業務
 - (6)ユーティリティ調達業務
 - (7)廃棄物管理業務
- 3 マンホールポンプに係る維持管理業務
 - (1)運転管理・保守点検業務
 - (2)修繕業務
 - (3)ユーティリティ調達業務
- 4 管路施設に係る維持管理業務
 - (1)点検・調査業務
 - (2)清掃業務
 - (3)修繕業務
 - (4)事故対応・住民対応業務

1.9 許認可等の取得に関する事項

本業務の実施に当たり、関係法令に基づく許認可等の取得又は申請若しくは届出が必要となる場合において、受託者が自ら行うべきものについては、受託者の責任においてこれを行うものとする。この場合において、市は、必要な資料の提供その他合理的な範囲で受託者を支援する。

1.10 プロフィットシェア

本業務において、受託者が要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、業務契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により費用を縮減した場合、縮減額に関してプロフィットシェアを導入する。なお、詳細は公募時に公表する業務契約書（案）において示す。

1.11 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、本業務に係る業務契約書及び要求水準書のほか、下水道法その他の関係法令、条例、規則及び規程等を遵守しなければならない。

2 募集に関する条件等

2.1 用語の定義

募集に関する用語の定義は、次のとおりとする。

- ・参加者：本プロポーザルに参加する単独企業又は応募グループをいう。
- ・応募グループ：本プロポーザルに参加するために組成された企業のグループをいう。
- ・構成企業：応募グループを構成する企業をいう。
- ・代表企業：応募グループを代表する企業をいう。
- ・参加意思表明書：本業務に係る参加資格確認のために提出する書類をいう。
- ・提案者：参加資格を有すると認められ、企画提案書を提出した参加者をいう。
- ・最優秀提案者：審査委員会により選定された提案者をいう。
- ・優先交渉者：市が最優秀提案者を契約交渉の相手方として決定した者をいう。

2.2 募集方式

本業務は、価格のみならず、民間事業者が有する技術力、経験及び創意工夫等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った提案者を最優秀提案者として選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

参加資格を有すると認められた参加者から企画提案書の提出を求め、審査委員会において提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

審査委員会の審査結果を踏まえ、市が最優秀提案者を決定し、当該最優秀提案者を優先交渉者として契約交渉を行う。

2.3 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については市の上承を得た上で認める。

- 1 応募の形態は、単独企業による応募又は応募グループによる応募のいずれも可とする。応募グループの構成企業数の上限は設けないが、本業務の実施に当たり、各構成企業はそれぞれ適切な役割を担うものとする。なお、応募グループが優先交渉者となった場合は、業務契約締結時に共同企業体（JV）を組成し、当該共同企業体として業務を行うものとする。
- 2 応募グループで応募する場合は、代表企業1社を定めることとする。
- 3 代表企業は、本業務の応募から業務契約の締結に至るまでの手続を代表して行うものとする。構成企業（代表企業を除く）が代表企業に代わって手続を行うことはできない。

- 4 一の企業が、他の応募グループの構成企業となること、又は単独応募と応募グループの双方に応募することはできない。重複応募が判明した場合は、当該企業の応募及び当該企業が構成企業として参加している応募グループの応募を無効とする。
- 5 異なる参加者に属する企業（単独企業による参加の場合は当該単独企業）相互間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。以下同じ。）である場合を除く。

親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、①については、一方が更生会社等である場合を除く。

一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている場合

一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- （３）その他、上記（１）又は（２）と同視し得る関係にあり、本プロポーザルの公正性を阻害すると市が認めた場合

- 6 本業務に係る参加意思表明書の提出後から優先交渉者との業務契約締結までの間は、代表企業及び構成企業の変更並びに追加は原則認めない。ただし、構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合で、その担う予定の業務を他の要件を満たす企業が代替することについて、市がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

2.4 参加資格要件

参加者は、次のすべての条件を満たさなければならない。ただし、参加者が複数の企業で構成される場合、１～９の要件はすべての構成企業が満たすものとし、１０の要件については構成企業のいずれかが満たせばよいものとする。

- 1 弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 3 青森県建設業者等指名停止要領（平成27年3月19日青監第1047号）又は弘前市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- 4 弘前市建設業者等指名停止要領 別表第2に掲げる暴力団関係者に係る措置要件のいずれかにも該当しないこと。※使用人の行為は法人の行為とみなす。
 - （1）弘前市工事等暴力団排除措置要綱（以下、「暴力団要綱」という。）第3条の規定により、警察との密接な連携のもとに次のいずれかに該当する者であることを確認し、契約の相手方として不適当であると認められる場合。
 - （2）代表役員等・一般役員等又は使用人が、暴力団関係者（暴力団要綱第2条第1項第5号の暴力団関係者をいう。以下同じ。）である場合、又は暴力団関係者が事業者の経営に実質的に関与している場合。
 - （3）代表役員等・一般役員等又は使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団（暴力団要綱第2条第1項第4号の暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている場合。
 - （4）代表役員等・一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金や便宜を供与し、積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与している場合。
 - （5）代表役員等・一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有する場合。
 - （6）代表役員等・一般役員等又は使用人が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用している場合。
 - （7）市発注工事等で、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたにもかかわらず、警察及び発注者への通報・報告を怠ったと認められる場合。
- 5 次に掲げる届出義務を履行していない者（当該届出の義務が無い者を除く。）でないこと。
 - （1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - （2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

- 6 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 7 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 8 参加資格確認基準日（参加意思表明書の提出期限日）において、国税、県税その他未納税額がない者であること。
- 9 本件委託に係る発注支援業務を受託した者及び発注支援業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。この場合、資本面において一定の関連がある者とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、人事面において一定の関連のある者とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。なお、本件委託に係る発注支援業務受託者及び業務関係にある者は以下のとおりである。
 - ・地方共同法人日本下水道事業団
 - ・公益財団法人日本下水道新技術機構
 - ・PwCアドバイザリー合同会社
 - ・PwC弁護士法人
- 10 参加意思表明書の提出期限までに、次に掲げる必要な実績を有すること。
 - (1) 更新計画案策定業務の要件
 - ・処理施設及び管路施設のストックマネジメント計画の策定実績を有すること。
 - (2) 処理施設に係る維持管理業務の要件
 - ・平成23年度以降、処理能力日量12,000 m³以上の処理能力を有する汚水処理施設の維持管理業務を、同一施設で3年以上受託した実績を有すること。
 - (3) 管路施設に係る維持管理業務の要件
 - ・平成23年度以降、管路施設の維持管理業務（清掃又は点検調査）を受託した実績を有すること。

2.5 参加資格確認基準日

参加者は、上記「2.4 参加資格要件」を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加意思表明書の提出締切日とする。

2.6 参加者が参加資格要件を欠くに至った場合の取扱い

前提：本条における「参加者」は、応募グループの場合、その構成企業を含む。

1 参加資格確認基準日から企画提案書提出日までの期間

参加者が「2. 4 参加資格要件」を欠くに至った場合、当該参加者は提案に参加することができない。ただし、応募グループの構成企業が要件を欠いた場合でも、市が承認した場合に限り、以下の対応が可能となる。

①新たに参加資格の確認を受けた企業を構成企業として追加すること

②既存の構成企業の役割分担を変更すること

この場合、要件を欠いた構成企業は応募グループから除外するものとする。

2 企画提案書提出日から最優秀提案者決定日までの期間

参加者が参加資格要件を欠いた場合、市は当該参加者を審査対象から除外する。ただし、応募グループの構成企業が参加資格要件を欠いた場合であっても、市が承認した場合に限り、前項①及び②の対応が可能となる。

この場合、参加資格要件を欠いた構成企業は応募グループから除外するものとする。

3 優先交渉者決定日から業務契約の締結日までの期間

最優秀提案者（または構成企業）が参加資格要件を欠いた場合、市は契約を締結しないことができる。ただし、応募グループの構成企業が参加資格要件を欠いた場合であっても、市が承認した場合に限り、第1項①及び②の対応を行うことができる。

この場合、要件を欠いた構成企業は応募グループから除外するものとする。

2.6.1 公正な募集の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.6.2 募集の取りやめ等

市は、次の場合には、当該参加者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止をすることがある。この場合において参加者に損害が生じて、市はその責を負わない。

1 参加者が連合し、又は不穏な行動をする等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

2 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集を実施することができないと認められるとき。

2.6.3 参加の無効

次のいずれかに該当する場合は、参加資格を失い、企画提案書を提出することはない。

- 1 提出期限までに参加意思表明書を提出しなかった場合
- 2 参加資格確認において参加資格要件を満たしていなかった場合

2.6.4 募集要項等の承諾

参加者は、参加意思表明書（添付資料を含む。）を提出したことをもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

2.6.5 費用負担

参加意思表明書及び企画提案書の作成並びに提出に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

2.6.6 使用言語、単位等

参加に際して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

2.6.7 提出書類の取扱い

1 著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、市は、本業務に関し必要と認める用途に限り、必要な範囲で無償により使用することができる。なお、参加者の技術上又は営業上のノウハウについては、公表しない。

2 提出書類の返却等

提出書類は返却しない。また、提出期限後における修正、差し替え又は再提出は、市が指示した場合を除き認めない。

3 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、市は、契約書、証明書の写しその他必要な書類の提出を求めることがある。

4 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載があった場合は、当該参加意思表明書又は企画提案書を無効とする。

2.6.8 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

2.6.9 提供資料の取扱い

市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、市の書面による承諾を得ることなく、第三者に使用させ、又はその内容を開示してはならない。

2.6.10 その他

市は、実施要領等に定めるもののほか、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本業務に係るホームページを通じて参加者に通知する。

また、募集公告以降、市が実施要領等を補完し、又は修正するために公表した追加資料は、実施要領等の一部を構成するものとし、当該追加資料の内容が実施要領等の記載内容と相違する場合には、当該追加資料の内容が優先する。

なお、追加資料の公表は、本業務に係るホームページにおいて行う。

3 選定スケジュール

3.1 募集及び選定等の日程

募集公告から契約締結までの主な日程は、表３－１のとおり予定している。なお、参加状況、審査の進捗状況その他事情により、日程を変更する場合がある。

表３－１ 事業者の募集及び選定の日程

項 目	日 程
事業概要書等の公表	令和８年９月１日（火）
事業概要書等に関する質問の受付	令和８年９月１日（火）から 令和８年１０月２日（金）まで
事業概要書等に関する質問への回答公表	令和８年１２月１日（火）
募集公告及び実施要領等の公表	令和９年３月下旬
施設見学・資料閲覧（※１）	令和９年４月
実施要領等に関する質問の受付	令和９年４月
実施要領等に関する質問への回答公表	令和９年５月
参加意思表明書の受付締切り	令和９年６月
参加資格確認結果の通知	令和９年６月
競争的対話の実施（※２）	令和９年７月
企画提案書の受付締切り	令和９年９月
基礎審査	令和９年１０月
技術提案審査・評価 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和９年１１月
審査結果通知、公表	令和９年１１月
契約協議、見積合わせ	令和９年１２月
契約締結	令和９年１２月下旬
移行期間（引継ぎ期間）	業務契約の翌日から 令和１０年３月３１日（金）まで
業務開始	令和１０年４月１日（土）

※１ 施設見学及び資料閲覧は、希望する者を対象に実施する。

※２ 競争的対話は、業務内容等に関する市と参加者との認識の相違を整理・解消することを目的として実施するものであり、提案内容の評価や優劣の判断を行うものではない。なお、競争的対話の内容が企画提案書の審査に影響することはない。

3.2 事業概要書等に関する質問等の受付及び回答の公表

市は、事業概要書及び要求水準書（案）（以下、「事業概要書等」という。）に関する質問等を受け、その回答を公表する。質問書の提出方法等は、次のとおりとする。

1 受付期間

令和8年9月1日（火）午前9時から令和8年10月2日（金）午後5時まで

2 提出方法

事業概要書等に関して質問又は意見がある場合は、内容を簡潔にまとめ、様式1に記入の上、電子メールにより提出すること。

- ・使用ソフト：「Microsoft Excel」
 - ・提出ファイル：「Excelファイル形式」
 - ・ファイル名：「提出者名」
 - ・電子メールの件名：「弘前市下水道事業包括的民間委託 質問書 ●●」（●●は提出者名）
 - ・記載事項：提出者の名称、所在地、担当者名、所属、電話番号、E-Mailアドレス
- ※送信後は、必ず受信確認の電話連絡を行うこと。

3 提出先

電子メール suikoumu@city.hirosaki.lg.jp

4 回答の公表

事業概要書等に関する質問への回答は、令和8年12月1日（火）までに、市のホームページに掲載する方法により公表する。また、回答の公表にあたっては、質問者の名称等が特定されないよう匿名化する。

4 最優秀提案者の選定等

4.1 委員会の設置

市は、企画提案書等の審査を行うため「弘前市下水道事業包括的民間委託プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、「弘前市下水道事業包括的民間委託技術提案評価基準」（以下、「技術提案評価基準」という。）に基づき審査を実施する。

なお、参加者は募集公告から審査結果の通知までの期間において、本業務に関して、審査委員に対し直接又は間接に接触してはならない。これに違反した場合、当該参加者は失格とすることがある。

4.2 企画提案書

提出された企画提案書は、委員会において審査を行う。参加資格を満たした提案者の企画提案書に関して、委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、採点を行う。

ヒアリングは提案者名を伏せたうえで、参加意思表明書の受付順に実施する。日時、場所等の詳細は事前に提案者に通知する。

4.3 優先交渉者の決定

委員会は、技術提案評価基準に基づき審査を行い、有効な提案者について評価点の高い順に順位付けをして最優秀提案者を選定する。

4.4 審査結果の通知等

市は、委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉者として決定し、その結果を郵送により通知する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

また、委員会における審査結果は、取りまとめて市のホームページで公表するが、この際、最優秀提案者以外の提案者に係る審査結果については、当該提案者が特定できないよう配慮する。

4.5 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、市はその旨を速やかに本業務に係るホームページで公表する。

4.6 最低基準点

技術提案評価基準に基づき評価を行った結果、委員会における各委員の評価結果の

合計点の平均が一定の基準（具体的な基準は実施要領等に定める。）以上である提案者を有効な提案者とする。

有効な提案者が1者のみであった場合においても、当該提案者が前項の基準を満たすときは、最優秀提案者として選定する。

有効な提案者がいない場合は、プロポーザルを不成立とし、改めて公募を実施する。

4.7 契約手続き

4.7.1 業務契約の締結

市は、優先交渉者と契約協議を行い、協議が整った場合には、随意契約の手続きを速やかに行うものとする。

この場合において、優先交渉者は、当該協議の内容を踏まえた見積書を提出するものとする。

4.7.2 次順位者との交渉

市は、優先交渉者が業務契約を締結できない事由が発生した場合、又は協議が整わない場合には、提案順位の上位者から順に当該業務委託について交渉を行うことができる。ただし、次順位者は、4.6に定める最低基準点を満たしている者に限る。

5 リスク分担の考え方とモニタリング

5.1 リスク分担の基本的な考え方

本業務におけるリスク分担は、各リスクについて最も適切かつ効率的に管理できる主体が分担することを基本とする。

そのうえで、官民双方の責任範囲を明確化し、本業務の範囲に応じて、市及び受託者がそれぞれの業務に係るリスクを適切に負担するものとする。

5.2 本業務で想定されるリスク

市と受託者の基本的なリスク分担は、原則として「別紙1 リスク分担表」によるものとする。

なお、同表に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえ定めるものとする。

5.3 業務の実施状況のモニタリング

受託者が本業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書（案）に示す要求水準を達成しているか否かを確認するために、受託者はセルフモニタリングを行うこと。

また、市も同様にモニタリングを行う。なお、モニタリング内容の詳細は公募時に公表する業務契約書（案）において示す。

6 本業務に関する問合せ先

弘前市上下水道部工務課

所在地 〒036-1393 青森県弘前市大字賀田一丁目1番地1

電 話 0172-55-9663

電子メール suikoumu@city.hirosaki.lg.jp

別紙Ⅰ リスク分担表

<「負担者」の凡例> ○：リスク発生時に原則として負担する △：リスク発生時に一部または限定的に負担する

項目	リスクの種類		番号	リスクの内容	負担者		備考
					委託者	受託者	
共通	募集・契約リスク	応募手続リスク	1	応募に係る費用(提案書作成の人件費、直接経費など)は受託者が負担する。		○	
		募集手続リスク	2	募集要項等の訂正、応募手続きの更正等により選定受託者に発生した追加費用を委託者が負担する。	○		
		契約リスク	3	契約遅延の原因が委託者側にある場合は、契約の遅延により受託者に発生した追加費用を委託者が負担する。	○		
			4	契約遅延の原因が受託者側にある場合は、契約の遅延により委託者に発生した追加費用を受託者が負担する。		○	
			5	上記以外の場合は、それぞれに発生した追加費用をそれぞれが負担する。	○	○	
	制度関連リスク	法令変更リスク	6	本件業務に直接関係する法令等の変更又は新設の場合には、委託者が負担する。	○		
			7	本件業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更又は新設の場合には、受託者が負担する。		○	経過措置、激変緩和措置、不遡及措置が取られることが一般的であり、事業に与える影響は小さいと想定される。
		税制変更リスク	8	消費税の変更及び新税設立等の場合には、委託者が負担する。	○		
			9	法人税の変更及び受託者の利益に課せられる税等広く一般的に適用される税の変更の場合には、受託者が負担する。		○	
		許認可リスク	10	法令上、委託者が申請すべき許認可の取得や遅延の場合には、委託者が負担する。	○		
			11	受託者が取得すべき許認可及び本件業務の実施に必要なその他の許認可の取得や遅延の場合には、受託者が負担する。		○	
	社会リスク	住民対応リスク	12	本件業務を行政サービスとして実施及び推進することや、施設の存在自体に関する住民反対運動、訴訟のリスクについては、委託者が負担する。	○		
			13	受託者の業務範囲において、受託者の責に帰すべき事由によって生じる住民反対運動及び訴訟のリスクについては、受託者が負担する。		○	
			14	上記以外の住民問題リスクについては、委託者が負担する。	○		
		環境対応リスク	15	受託者の責に帰すべき事由により発生した環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）のリスクは、受託者が負担する。		○	
	経済リスク	物価変動リスク	16	一定の費用変動以上の場合には、委託者が負担する。一定の費用変動未満の場合には受託者が負担する。	○	○	「一定の費用変動」は契約書の物価変動に関する条項による。
	第三者賠償リスク	要求水準書等に従って本業務を履行しても避けることができないリスク	17	要求水準書等に従って本業務を履行しても避けることができないものは委託者が負担する。	○		
		受託者の業務遂行上の過失による損害を及ぼす不法行為によるリスク	18	受託者の業務遂行上の過失による損害を及ぼす不法行為によるものは受託者が負担する。		○	
		施設の維持管理及び修繕等、業務遂行の不備・未達によるリスク	19	施設の維持管理及び修繕等、業務遂行の不備・未達によるものは受託者が負担する。		○	
		上記以外のもの（本市が行う業務に起因する事故等）によるリスク	20	上記以外のもの（本市が行う業務に起因する事故等）によるリスクについては委託者が負担する。	○		
	事業の中止や債務不履行等のリスク	事業の中止・延期・不能リスク（不可抗力を除く）	21	実施契約にない委託者の要因（事由）によるものは委託者が負担する。	○		
			22	受託者の責に帰すべき事由によるものは受託者が負担する。		○	
		受託者の債務不履行リスク	23	受託者の責に帰すべき事由により事業の中断・放棄等、また、受託者のサービス水準の著しい低下、要求水準等の未達や不適合が生じた場合は受託者が負担する。		○	
		委託者の債務不履行リスク	24	委託者による債務不履行は委託者が負担する。	○		
	事業内容変更のリスク	管路施設維持管理・調査・計画・設計・改築工事業務の変更リスク	25	委託者の責に帰すべき事由により業務内容、業務量又は履行条件の変更が生じた場合は委託者が負担する。なお、受託者の提案又は責に帰すべき事由による変更は受託者が負担する。	○	△	受託者が負担する場合は、受託者の提案又は責に帰すべき事由による変更に起因するものによる。
	事業終了手続きリスク	業務移行期間の費用リスク	26	業務の移行期間に要する費用に関するリスクは委託者と受託者の協議の上、自己の責任と費用により負担する。	○	○	ただし、委託者が受託者による業務移行を不要と認めた場合などは除く。
	不可抗力リスク	発注計画段階で想定しない（想定以上の）自然災害及び騒乱その他人為的事象による施設損害、事業の変更、中止	27	不可抗力による施設損害、事業の変更、中止に伴う費用は委託者が負担する。	○		ただし、受託者の故意又は重過失による場合は受託者が負担する。

別紙Ⅰ リスク分担表

<「負担者」の凡例> ○：リスク発生時に原則として負担する △：リスク発生時に一部または限定的に負担する

項目		リスクの種類		番号	リスクの内容	負担者		備考
						委託者	受託者	
管路	維持管理	維持管理・修繕費用増大リスク	受託者の責に帰すべき事由により、維持管理費用や修繕費用が想定する上限額をオーバーする場合	28	受託者の責に帰すべき事由による維持管理費用や修繕費用の上限額から増大した部分は受託者が負担する。		○	
			委託者の要因による要求水準等で、維持管理費用や修繕費用が想定する上限額をオーバーする場合	29	委託者の責に帰すべき事由による維持管理費用や修繕費用の上限額から増大した部分は委託者が負担する。	○		
			詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用が、発注計画時想定した以上に増加した場合	30	詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用のうち、受託者の責に帰すべき事由によらない増大部分は委託者が負担する。	○	△	協議により受託者の責に帰すべき部分を除いて委託者が負担とする。
		業務中の事故リスク	受託者の責に帰すべき事由により、下水道施設やその他施設を破損させた場合	31	受託者の責に帰すべき事由による施設損害に関する修復費用は受託者が負担する。また受託者の責に帰すべき事由による事業の変更、中止に関する追加費用は受託者が負担する。		○	
			委託者の責に帰すべき事由により、下水道施設やその他施設を破損させた場合	32	委託者の責に帰すべき事由による施設損害に関する修復費用は委託者が負担する。また委託者の責に帰すべき事由による事業の変更、中止に関する追加費用は委託者が負担する。	○		
			帰責事由が明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合	33	帰責事由が明白でない事由による施設損害に関する修復費用は委託者と受託者が協議により決定し負担する。事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。	○	○	
		道路陥没リスク	業務期間・対象区域において、維持管理、修繕等の業務の要求性能の不適合により、道路陥没が発生した場合	34	受託者の責に帰すべき事由により、道路陥没が発生した場合の施設損害の修復費用や補償費等は受託者が負担する。事業の変更、中止に伴い、委託者に発生した追加費用は受託者が負担する。		○	
			業務期間・対象区域において、維持管理、修繕等の業務が未実施の箇所、道路陥没が発生した場合	35	道路陥没が発生した場合の施設損害の修復費用や補償費等は委託者が負担する。事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。	○	△	ただし、受託者が負担する場合は、受託者の業務範囲における受託者の責に帰すべき事由によるものに限る。
	調査計画	調査リスク	委託者が実施したTVカメラ調査等に不備があった場合	36	TVカメラ調査結果等の不備に起因する計画変更、設計変更、工法変更等の変更に伴い受託者に発生する追加費用は委託者が負担する。	○		
			受託者が実施したTVカメラ調査などに不備があった場合	37	TVカメラ調査結果等の不備に起因する計画変更、設計変更、工法変更等の変更に伴い委託者に発生する追加費用は受託者が負担する。		○	
		計画リスク	委託者が実施した計画・設計等に不備があった場合	38	計画・設計の不備を補正するため、または計画や工法・工期の変更に伴い受託者に発生する追加費用を委託者が負担する。	○		
			委託者の改築設計の要求内容・条件の内容に不備があった場合	39	計画・設計変更を行うため、または計画や工法・工期の変更に伴い受託者に発生する追加費用を委託者が負担する。	○		
	処理施設	維持管理	受託者が実施した計画に不備があった場合	40	計画の不備を補正するため、または計画や工法・工期の変更に伴い委託者に発生する追加費用を受託者が負担する。		○	
			下水の水量変動リスク	41	水量変動に伴う変動費の増減リスクは委託者が負担する。	○		
			下水の水質、汚泥含水率変動リスク	42	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加は委託者が負担する。	○		「流入水」の例：豪雨、融雪、不明水など。
				43	受託者の責に帰すべき事由による経費の増加は受託者が負担する。		○	
			突発修繕費の増大リスク	44	受託者の責に帰すべき事由による補修費の増大は受託者が負担する。		○	
				45	上記以外によるものは委託者が負担する。	○		
			施設損傷リスク	46	施設の劣化に対して、受託者が要求水準書等に従って維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷リスクは受託者が負担する。		○	
				47	委託者の責に帰すべき事由により施設が損傷した場合は委託者が負担する。	○		
				48	上記以外のものは委託者と受託者の協議の上で負担する。	○	○	
	計画	計画リスク		49	委託契約・用途の変更にに関するリスクは委託者が負担とする。	○		